

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年12月28日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第7号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4(1)の項中「つど」を「都度」に改め、同表(2)の項中「風水震火災」を「地震、水害、火災」に、「非常災害」を「災害」に、「被災し」を「り災し」に、「つど」を「都度」に改め、同表(22)の項中「(22)」を「(23)」に改め、同表(21)の項中「(21)」を「(22)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(20)の項中「(20)」を「(21)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(19)の項中「(19)」を「(20)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(18)の項中「(18)」を「(19)」に改め、同表(17)の項中「(17)」を「(18)」に改め、同表(16)の項中「(16)」を「(17)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(15)の項中「(15)」を「(16)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(14)の項中「(14)」を「(15)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(13)の項中「(13)」を「(14)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(12)の項中「(12)」を「(13)」に改め、同表(11)の項中「(11)」を「(12)」に改め、同表(10)の項中「(10)」を「(11)」に改め、同表(9)の項中「(9)」を「(10)」に改め、同表(8)の項中「(8)」を「(9)」に改め、同表(7)の項中「(7)」を「(8)」に改め、同表(6)の項中「(6)」を「(7)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(5)の項中「(5)」を「(6)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(4)の項中「(4)」を「(5)」に、「つど」を「都度」に改め、同表(3)の項中「つど」を「都度」に改め、同項の次に次の1項を加える。

| | | |
|-----|---|----------------|
| (4) | 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | その都度必要と認められる期間 |
|-----|---|----------------|

附則第3項中「別表第4(21)」を「別表第4(22)」に、「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)